

風水害時の避難情報の 発令等に関するマニュアル

令和3年7月

目 次

はじめに

I	多摩川氾濫編	1
1	台風接近時の市の態勢	
2	発令基準	
3	職員態勢	
4	発令対象区域	
5	発令に伴う情報発信	
6	指定緊急避難場所	
II	土砂災害編	11
1	発令基準	
2	発令対象区域	
3	発令に伴う情報発信	
III	その他（資料編）	16
1	避難行動原則	
2	市の責務	
3	避難情報の発令・発表伝達文（案）	

はじめに

近年、日本各地で大雨による大規模な水害や土砂災害等が発生しており、その度に多くの尊い命が犠牲になっている。

特にここ数年は、毎年のように大規模な水害や土砂災害が発生しており、日本各地に甚大な影響を及ぼす事態となっている。令和元年には、9月に令和元年房総半島台風、10月に令和元年東日本台風と相次いで関東地方に非常に強い勢力を持った台風が襲来し、大きな被害をもたらす結果となった。

この近年発生した水害や土砂災害において、自身による危険の察知が困難であり、かつ避難に時間のかかる高齢者などのいわゆる要配慮者が多く犠牲になったこと、また、自治体が避難勧告等を発令しても住民への迅速かつ確実な情報伝達が難しかったこと、さらに、避難勧告等の意味が住民に正しく伝わっていなかったということから、避難勧告等の情報が住民に伝わっていても住民の避難行動に繋がらなかったなど様々な問題が浮き彫りとなった。

本市においても、平成27年9月から「避難勧告等の発令に関する行動マニュアル」の本格運用を開始しているところであるが、令和元年9月、東京都が府中市における急傾斜地において土砂災害（特別）警戒区域の指定をしたことや、「令和元年東日本台風」の際、市の対応や配備態勢について様々な問題が浮き彫りとなったことから、避難所にかかる考え方や発令基準についてマニュアルの見直しを行うこととした。

今回の見直しは、より適切な判断と迅速な発令を実現するため、発令の判断基準にかかる見直しを図った。さらに、発令に伴い必要となる行動基準と的確な発令範囲を定めることで、対応の不備や不手際の発生を抑制させることを狙いとしている。

本マニュアルは、避難情報の発令の可否を協議することで生じる迷いや、ためらいがもたらす時間経過を省くこと、災害状況が判断基準に達したら、すみやかに避難情報を発令することを原則としている。

結果として、避難情報が空振りに終わることも予想されるが、災害が発生してからの後手の対応は言うまでもなく、あってはならないこととして心得ておく必要がある。

風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアル

多摩川氾濫編

1 台風接近時の市の態勢

令和元年東日本台風の際は、多摩川が避難判断水位に到達し、「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令した時点で災害対策本部を設置するとともに、順次避難所を開設し避難者の受入を開始した。

しかしながら、その時点で既に計画運休が始まっていたことから、公共交通機関が利用できず、徒歩による避難が困難かつ車両での避難が出来ない市民は避難のタイミングを失ってしまった。

このことから、計画運休による公共交通機関の運行休止の影響も避難所開設のタイミングを判断する基準とする。

(1) 台風上陸（接近）3日前

大型で非常に強い勢力の台風が襲来する可能性が高く、気象庁が厳重な警戒を呼び掛けた場合には、災害対策本部事前会議を設置し、避難所開設の要否など想定される風水害に対応するための防災体制について協議する。

(2) 台風上陸（接近）1日前

3日前の予報と変わらず、大型で非常に強い勢力の台風が接近し、気象庁が厳重な警戒を呼び掛けた場合には、災害対策本部事前会議を再度開催する。台風の勢力、予測される雨量、鉄道各社が発表する計画運休の情報などから、避難所開設の要否について協議、決定する。

また、災害対策本部事前会議で決定した内容を市職員に共有し、配備態勢を確立するとともに、市民に避難所開設予告情報を周知し、早期避難を促す。

(3) 台風上陸（接近）当日 計画運休3時間前

自主避難所（早期開設避難所）を開設し、避難者の受入を開始する。

(4) 「高齢者等避難」情報発令

多摩川の水位が避難判断水位4.3mに到達し、「高齢者等避難」情報が発令された場合、全ての避難所を開設することとする。

ただし、自主避難所（早期開設避難所）の避難者の収容状況によっては、「高齢者等避難」情報の発令前に開設が必要となる避難所を順次開設する。

なお、夜になってからの避難は危険が伴うことから、夜中に洪水の発生が予測される場合は、前日の夕方までに避難所を開設することとする。

2 発令基準（多摩川の洪水）

多摩川の水位上昇に応じた警戒レベル※1に【自主避難所開設】【高齢者等避難】【避難指示】【緊急安全確保】の4つの発令種別を設定している。以下の表は発令に係る原則と基準を示したものの。

	発令種別	発令原則	発令基準
警戒レベル 1 2	自主避難所開設	避難情報発令前に市民が避難してくると予想される場合。	1. 下記のいずれかの事象が発生し、市長が必要と認めた場合 ① 早期に気象庁の会見が行われた場合 ② 公共交通機関において計画運休の実施が見込まれる場合 ③ 多摩川の水位が上昇しており、避難判断水位に達する見込みがある場合 ④ 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが府中市に発表された場合 2. その他市長が必要と認めた場合
警戒レベル 3	高齢者等避難	空振りの可能性は高いが要配慮者の避難のため躊躇しない。	1. 石原水位観測所において避難判断水位 4.3mに到達し、かつ ① 調布橋または日野橋水位観測所の水位が上昇している場合 ② 小内ダム <small>の</small> 放流量の増加が見込まれる場合 ③ 氾濫警戒情報（気象庁・国土交通省共同発表）において氾濫危険水位に到達する見込みがあると通知された場合 ④ 上流域※2の気象情報等において引き続き大雨が予想される場合 2. 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想され、かつ、1で示した状況に達すると予想される場合には、災害対策本部事前会議で必要性を検討したうえで、日没前に発令を行うものとする 3. その他市長が必要と認めた場合
警戒レベル 4	避難指示	災害の発生が予想される危険な状況であり、対象区域にいる者に対して直ちに立ち退き避難あるいは屋内安全確保を勧告するため、速やかに発令を行う必要がある。	1. 石原水位観測所において氾濫危険水位 4.9mに到達し、かつ ① 調布橋または日野橋水位観測所の水位が上昇している場合 ② 小内ダム <small>の</small> 放流量の増加が見込まれる場合 ③ 上流域※2の気象情報等において引き続き大雨が予想される場合 ④ 氾濫危険情報（気象庁・国土交通省共同発表）において今後さらに水位の上昇が見込まれると通知された場合 ⑤ 京浜河川事務所からホットラインにより緊急情報の連絡があったとき 2. 堤防に漏水や亀裂が発見された場合 3. その他市長が必要と認めた場合
警戒レベル 5	緊急安全確保	災害が発生し、対象箇所及びその周辺地域にいる者に対して危険を知らせ、直ちに立ち退かせるために発信する必要がある。	1. 氾濫発生情報が発表された場合 2. 堤防の決壊や越水の発生等、災害の発生を確認した場合 3. その他市長が必要と認めた場合

※1 平成31年3月「避難勧告等に関するガイドラインの改定」において新設 ※2 上流域とは山梨県丹波村・小菅村・甲州市、東京都奥多摩村・檜原村をいう。

3 職員態勢

避難所開設・運營業務をはじめ、水害時の対応にあたっては職員の参集が不可欠であることから、府中市災害対策本部運営要領（風水害編）第9条第1項第2号に規定されている初動班職員のほか、災害対応に従事する職員をあらかじめ指名しておくこととする。

(1) ユニット職員の指名及び編成

自主避難所及び避難所の開設、管理・運営を円滑かつ迅速に行うため、あらかじめ所属職員をユニット職員として指名し、班編成しておくこととする。避難所開設時に参集する職員を「水防非常参集職員（ユニット職員）」という。

ユニット職員の班編成は原則として次のとおりとする。

ア 災害時の対応を迅速にするため、1ユニットを4人1組で編成し、水害対応を行う。

イ 班は各部ごとで構成する。

ウ 係長以上の職にあるものを1名以上配置する。

エ 女性職員を1名以上配置する。

オ 消防団員はユニット職員として指名することができる。ただし、分団長の職にあるものは除くこととする。

(2) ユニット職員の業務

ユニット職員は、市民等の避難者の安全を守るため、自主避難所及び避難所の開設、管理・運営を円滑かつ迅速に行うものとする。ユニット職員は、自主避難所及び避難所が開設されている間交代で勤務する。

また、ユニット職員は、その勤務を交代したときは直ちに行政管理部長に報告する。

(3) ユニット職員の配置

避難所の規模に応じて、2～4ユニットで各避難所の開設・運營業務に従事することとする。要配慮者専用避難所については、これに加えて保健師・看護師を2名ずつ配置することとする。

4 発令対象区域

京浜河川事務所が公表する多摩川水系洪水氾濫シミュレーションにおいて、多摩川の洪水時に浸水が想定される町丁目の住民に対して発令する。

下記は浸水想定区域内の町丁目における人口及び世帯数である。

町丁名	人口	世帯数	対象番地	町丁名	人口	世帯数	対象番地
白糸台4丁目	1,179	641	※一部地域	分梅町2丁目	1,502	686	全域
白糸台5丁目	1,482	822	※一部地域	分梅町3丁目	1,433	634	全域
白糸台6丁目	369	196	※一部地域	分梅町4丁目	746	364	全域
押立町1丁目	4,044	1,938	全域	分梅町5丁目	1,596	778	全域
押立町2丁目	1,646	725	全域	住吉町1丁目	2,407	1,261	全域
押立町3丁目	1,238	536	全域	住吉町2丁目	4,391	2,053	全域
押立町4丁目	1,352	582	全域	住吉町3丁目	2,166	1,020	全域
押立町5丁目	1,496	649	全域	住吉町4丁目	1,821	930	全域
小柳町2丁目	2,291	1,201	全域	住吉町5丁目	1,516	763	全域
小柳町3丁目	15	7	※一部地域	四谷1丁目	3,450	1,534	全域
小柳町4丁目	1,602	798	全域	四谷2丁目	1,422	601	全域
小柳町5丁目	2,185	995	全域	四谷3丁目	3,503	1,548	全域
小柳町6丁目	547	245	全域	四谷4丁目	1,481	668	全域
清水が丘2丁目	2,406	1,253	全域	四谷5丁目	2,428	888	全域
清水が丘3丁目	26	14	※一部地域	四谷6丁目	872	370	全域
是政1丁目	2,563	1,171	全域	日新町1丁目	524	423	全域
是政2丁目	1,490	778	全域	日新町2丁目	913	409	全域
是政3丁目	2,271	1,021	全域	日新町3丁目	703	345	全域
是政4丁目	3,265	1,218	全域	日新町4丁目	557	202	全域
是政5丁目	2,792	1,345	全域	日新町5丁目	1,051	468	全域
是政6丁目	873	402	全域	合計	87,291	40,927	
矢崎町1丁目	1,076	542	全域	※令和2年5月時点			
矢崎町2丁目	1,114	532	全域	※発令対象となる番地について			
矢崎町3丁目	22	16	全域				
矢崎町4丁目	632	293	全域	白糸台4丁目	36～66		
矢崎町5丁目	176	76	全域	白糸台5丁目	22～50		
南町1丁目	1,309	617	全域	白糸台6丁目	40～59		
南町2丁目	1,408	585	全域	小柳町3丁目	1, 2		
南町3丁目	1,760	771	全域	清水が丘3丁目	41、42		
南町4丁目	3,466	1,815	全域	本町1丁目	16～24		
南町5丁目	806	344	全域	片町3丁目	1～5、12～18、21～23		
南町6丁目	492	210	全域	分梅町1丁目	27～34		
本町1丁目	59	32	※一部地域				
本町2丁目	2,797	1,268	全域				
本町3丁目	813	379	全域				
本町4丁目	1,160	625	全域				
片町3丁目	391	223	※一部地域				
分梅町1丁目	196	117	※一部地域				

5 発令に伴う情報発信

水防応急対策室活動要領、府中市災害対策本部運営要領（風水害）、タイムライン等をリンクさせ、防災対応として確実に実施すべき事項を以下に示す。

避難情報等	実施すべき防災対応
自主避難所 開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事前会議（自主避難所開設前） ・スターオフィスメールによる庁内周知（事前予告あり） ・職員メールによる職員参集命令（事前予告あり） ・避難所となる施設への通知（協定先も含む） ・自主防災連絡会へ通知 ・警察署との連携
自主避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・府中市ツイッター ・府中市ホームページ ・安心安全メール ・Yahoo!防災アプリ ・Lアラート登録（東京都D I S） ・協定に基づくバス運行 ・避難所開設準備 ・自主避難所開設（足りない場合は状況に応じて順次開設） ・巡回広報活動（消防団） ・警察署との連携
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・安心安全メール配信 ・府中市ツイッター ・府中市ホームページ ・要配慮者施設所管部課への連絡（本部連絡員から所管課へ） ・Yahoo!防災アプリ ・エリアメール ・Lアラート登録（東京都D I S） ・災害対策本部設置（京浜河川事務所及び東京都へ報告） ・監視警戒指示（消防団） ・巡回広報活動（消防団） ・避難所開設（協定先も含む） ・警察署との連携
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・安心安全メール配信 ・府中市ツイッター ・府中市ホームページ ・Yahoo!防災アプリ ・エリアメール ・Lアラート登録（東京都D I S） ・要配慮者施設所管部課への連絡（本部連絡員から所管課へ） ・巡回広報活動（消防団） ・警察署との連携
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・安心安全メール配信 ・府中市ツイッター ・府中市ホームページ ・Yahoo!防災アプリ ・エリアメール ・Lアラート登録（東京都D I S） ・自衛隊要請 ・警察署との連携
その他必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第61条の2に基づき必要に応じて国土交通省京浜河川事務所に助言を得る

6 指定緊急避難場所

事前の気象情報や避難指示等の発令段階に応じて、下記のとおり避難所開設を進める。

(1) 徒歩避難者専用避難所

浸水想定区域に近い位置に所在する14施設を徒歩避難者専用の避難所とする。

No.	避難所名	所在地
1	第一小学校	寿町2-6
2	第二小学校	緑町1-29
3	第四小学校	白糸台1-58
4	白糸台小学校	白糸台2-16
5	若松小学校	若松町3-11
6	本宿小学校	本宿町4-19
7	第二中学校	紅葉丘1-23
8	第四中学校	美好町2-13
9	第十中学校	西府町4-21
10	浅間中学校	浅間町1-1
11	朝日体育館	朝日町2-10
12	白糸台体育館	白糸台1-50
13	栄町体育館	栄町1-1
14	本宿体育館	本宿町4-23

(2) 要配慮者専用避難所

文化センター及びルミエール府中、生涯学習センターの8施設を高齢者、障害者、妊産婦など配慮を要する避難者が付き添いの方と一緒に利用できる避難所とする。

なお、要配慮者専用避難所には車両で避難してくることを想定し、専用の駐車場を設ける。

No.	避難所名	所在地
1	中央文化センター	府中町2-25
2	白糸台文化センター	白糸台1-60
3	武蔵台文化センター	武蔵台2-2
4	新町文化センター	新町1-66
5	紅葉丘文化センター	紅葉丘2-1
6	片町文化センター	片町2-17
7	ルミエール府中	府中町2-24
8	生涯学習センター	浅間町1-7

(3) 車両避難可の避難所

浸水想定区域から遠い位置に所在する 8 施設を車両避難可能な避難所とする。なお、8 施設は全て市立小中学校とし、駐車スペースは学校の校庭とする。

No.	避難所名	所在地
1	第六小学校	天神町 4 - 1 4
2	第七小学校	北山町 2 - 2 3
3	第九小学校	栄町 3 - 7
4	武蔵台小学校	武蔵台 2 - 3
5	新町小学校	新町 1 - 2 5
6	第一中学校	幸町 1 - 2 2
7	第五中学校	新町 2 - 4 4
8	第七中学校	武蔵台 2 - 4

(4) ペット同伴避難可の避難所

避難所となる全ての市立小中学校及び文化センター 24 施設をペット同伴避難可能な避難所とする。

なお、屋内での同室による避難はケージやキャリーバッグを持参した避難者に限るものとする。

No.	避難所名	所在地
1	第一小学校	寿町 2 - 6
2	第二小学校	緑町 1 - 2 9
3	第四小学校	白糸台 1 - 5 8
4	第六小学校	天神町 4 - 1 4
5	第七小学校	北山町 2 - 2 3
6	第九小学校	栄町 3 - 7
7	武蔵台小学校	武蔵台 2 - 3
8	新町小学校	新町 1 - 2 5
9	白糸台小学校	白糸台 2 - 1 6
10	若松小学校	若松町 3 - 1 1
11	本宿小学校	本宿町 4 - 1 9
12	第一中学校	幸町 1 - 2 2
13	第二中学校	紅葉丘 1 - 2 3
14	第四中学校	美好町 2 - 1 3
15	第五中学校	新町 2 - 4 4
16	第七中学校	武蔵台 2 - 4
17	第十中学校	西府町 4 - 2 1
18	浅間中学校	浅間町 1 - 1
19	中央文化センター	府中町 2 - 2 5
20	白糸台文化センター	白糸台 1 - 6 0

21	武蔵台文化センター	武蔵台 2-2
22	新町文化センター	新町 1-6 6
23	紅葉丘文化センター	紅葉丘 2-1
24	片町文化センター	片町 2-1 7

(5) 自主避難所（早期開設避難所）

暴風雨や公共交通機関の運休により避難が困難になる前に、避難指示などの発令を待たずに自発的な避難を行う避難者を受け入れるために、15施設を早期に開設する避難所として指定する。

No.	避難所名	所在地
1	第一小学校	寿町 2-6
2	第四小学校	白糸台 1-5 8
3	第二中学校	紅葉丘 1-2 3
4	第五中学校	新町 2-4 4
5	第七中学校	武蔵台 2-4
6	第十中学校	西府町 4-2 1
7	浅間中学校	浅間町 1-1
8	中央文化センター	府中町 2-2 5
9	白糸台文化センター	白糸台 1-6 0
10	武蔵台文化センター	武蔵台 2-2
11	新町文化センター	新町 1-6 6
12	紅葉丘文化センター	紅葉丘 2-1
13	片町文化センター	片町 2-1 7
14	ルミエール府中	府中町 2-2 4
15	生涯学習センター	浅間町 1-7

(6) 協定先避難所

災害時応援協定に基づき、市の要請により都の施設や民間施設を避難所とする。

No.	避難所名	所在地
1	都立府中高等学校	栄町 3-3-1
2	都立農業高等学校	寿町 1-1 0-2
3	都立府中工業高等学校	若松町 2-1 9
4	国立東京農工大学	晴見町 3-8-1
5	国立東京外国語大学	朝日町 3-1 1-1
6	都立府中看護専門学校	武蔵台 2-2 7-1
7	都立府中けやきの森学園	朝日町 3-1 4-1
8	都立武蔵野学園	武蔵台 2-8-2 8
9	府中刑務所	晴見町 4-1 0
10	むさし府中商工会議所	緑町 3-5-2

保存版 多摩川氾濫避難マップ

◆避難所に3つの利用方法を設定



徒歩避難者の避難所

この避難所は車での避難はできません。



要配慮者専用の避難所

専用駐車場があります

高齢者、障害者、妊産婦など配慮を要する方が付き添いの方と一緒にご利用いただけます。
※医療的ケアは行いません。



車両避難が可能な避難所

※避難中に災害に遭う事案が発生しているため早めの避難に限る。
※車中泊による避難の駐車場としても利用できますが、車内における自分や家族などの健康状態にご注意ください。



自主避難所(早期開設避難所)

暴風雨や公共交通機関の運休により避難が困難になる前に、避難勧告などの発令を待たずにより自発的な避難を行う方を受け入れるため早期に開設します。

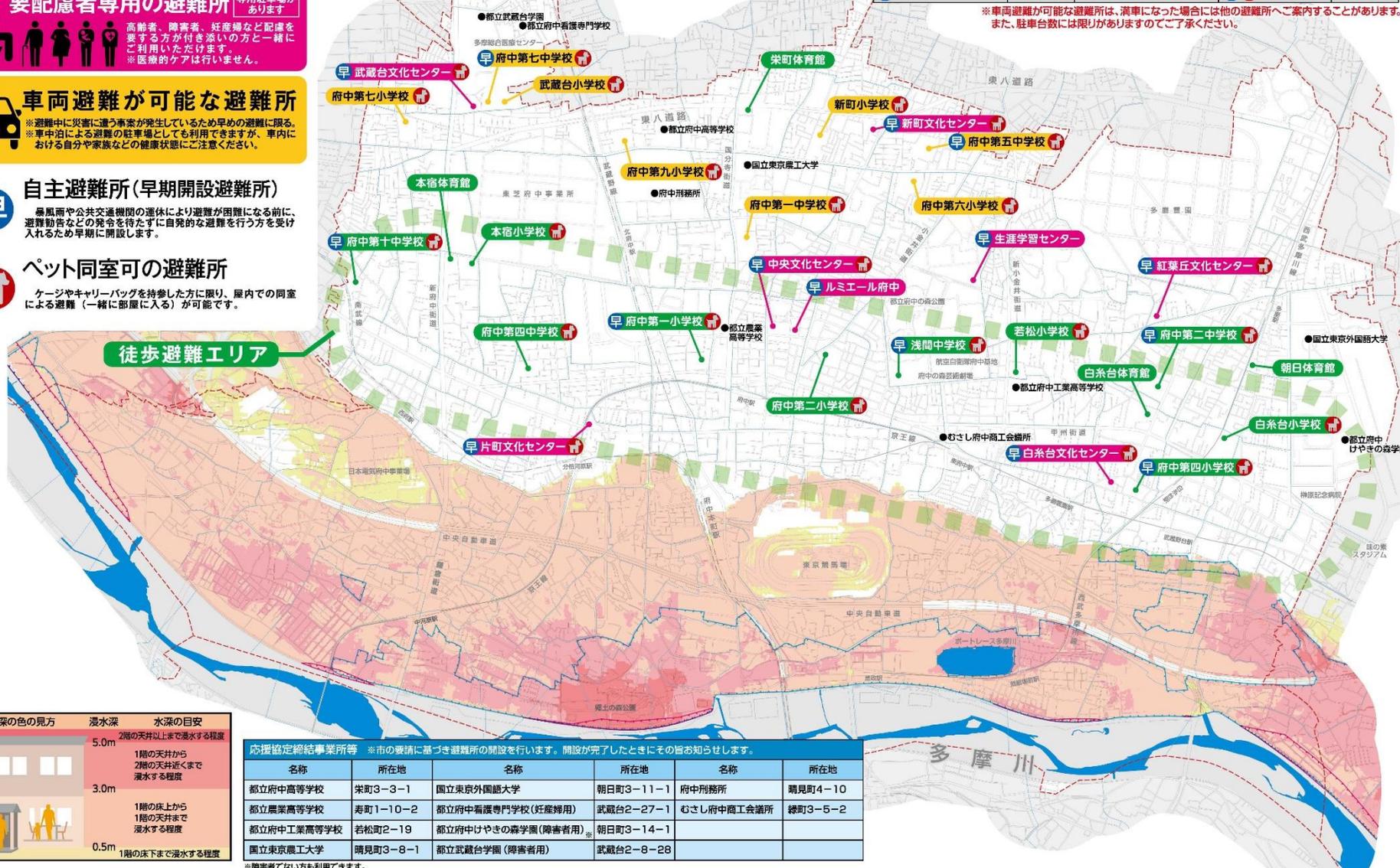


ペット同室可の避難所

ケージやキャリーバッグを持参した方に限り、屋内での同室による避難(一緒に部屋に入る)が可能です。

徒歩避難者の避難所				要配慮者専用の避難所			車両避難が可能な避難所	
避難所名	所在地	避難所名	所在地	避難所名	所在地	専用駐車場	避難所名	所在地
早 府中第一小学校	寿町2-6	早 府中第四中学校	美好町2-13	早 中央文化センター	府中町2-25	府中公園(府中町2-26)	早 府中第六小学校	天神町4-14
早 府中第二小学校	緑町1-29	早 府中第十中学校	西町4-21	早 白糸台文化センター	白糸台1-60	府中第四小学校(白糸台1-58)	早 府中第七小学校	北山町2-23
早 府中第四小学校	白糸台1-58	早 浅間中学校	浅間町1-1	早 武蔵台文化センター	武蔵台2-2	武蔵台少年野球場(武蔵台2-2)	早 府中第九小学校	栄町3-7
早 白糸台小学校	白糸台2-16	早 朝日体育館	朝日町2-10	早 新町文化センター	新町1-66	府中第五中学校(新町2-44)	早 武蔵台小学校	武蔵台2-3
早 若松小学校	若松町3-11	早 白糸台体育館	白糸台1-50	早 紅葉丘文化センター	紅葉丘2-1	府中第二中学校(紅葉丘1-23)	早 新町小学校	新町1-25
早 本宿小学校	本宿町4-19	早 栄町体育館	栄町1-1	早 片町文化センター	片町2-17	片町第三公園(片町2-17)	早 府中第一中学校	幸町1-22
早 府中第二中学校	紅葉丘1-23	早 本宿体育館	本宿町4-23	早 ルミエール府中	府中町2-24	地下駐車場	早 府中第五中学校	新町2-44
				早 生涯学習センター	浅間町1-7	地下駐車場	早 府中第七中学校	武蔵台2-4

※車両避難が可能な避難所は、満車になった場合には他の避難所へご案内することがあります。また、駐車台数には限りがありますのでご了承ください。



徒歩避難エリア

浸水深の色	浸水深	水深の目安
5.0m	2階の天井以上まで浸水する程度	
3.0m	1階の天井から2階の天井近くまで浸水する程度	
0.5m	1階の床下まで浸水する程度	

応援協定締結事業所等 ※市の要請に基づき避難所の開設を行います。開設が完了したときにその旨お知らせします。

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
都立府中高等学校	栄町3-3-1	国立東京外国語大学	朝日町3-11-1	府中刑務所	晴見町4-10
都立農業高等学校	寿町1-10-2	都立府中看護専門学校(妊産婦用)	武蔵台2-27-1	むさし府中商工会議所	緑町3-5-2
都立府中工業高等学校	若松町2-19	都立府中けやきの森学園(障害者用)	朝日町3-14-1		
国立東京農工大学	晴見町3-8-1	都立武蔵台学園(障害者用)	武蔵台2-8-28		

※障害者でない方も利用できます。

風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアル

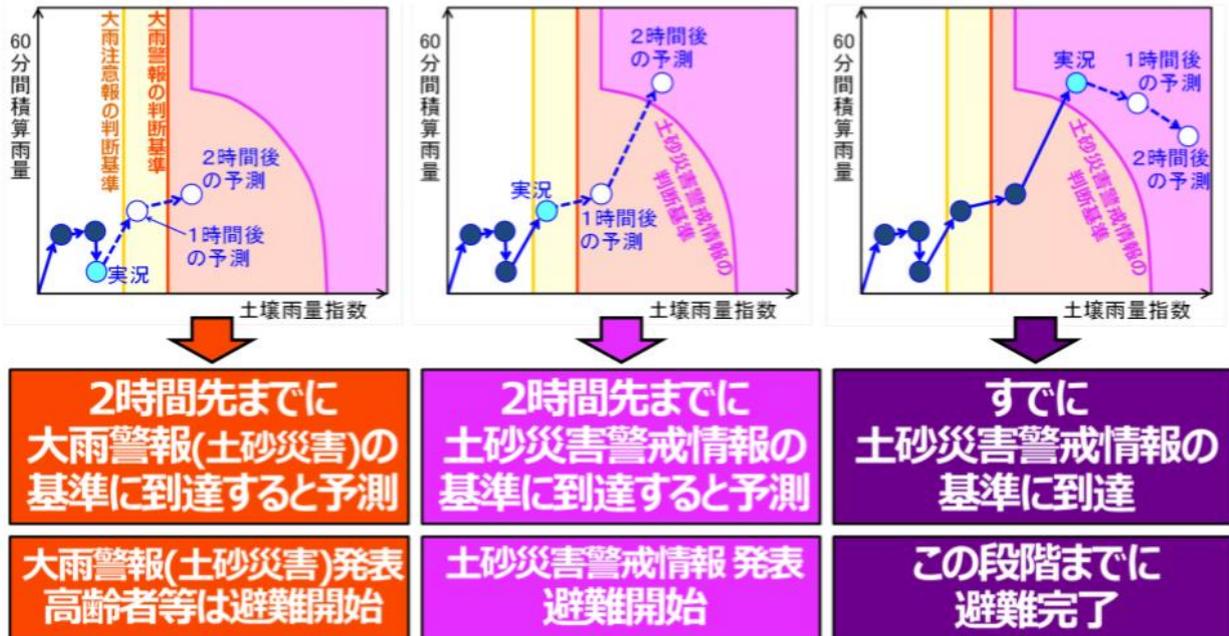
土砂災害編

1 発令基準（土砂災害・急傾斜地崩壊）

災害の状況に応じた【自主避難所開設】【高齢者等避難】【避難指示】【緊急安全確保】の4つの発令種別ごとに、発令に係る原則と基準を以下に示す。

	発令種別	発令原則	発令基準
警戒レベル1	自主避難所開設	避難情報発令前に市民が避難してくると予想される場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 府中市域内における直近の降雨状況や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報を総合的に判断し、避難所の開設が必要となった場合 2. その他市長が必要と認めた場合
警戒レベル3	高齢者等避難	空振りの可能性は高いが要配慮者の避難のため躊躇しない	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大雨注意報（土砂災害）が発表され、かつ、<u>夜間から翌日早朝にかけて大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が高いと予測される場合（災害対策本部事前会議を開催）</u>「早期注意情報で「高」の場合 2. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で土砂災害（特別）警戒区域等が所在する範囲が（赤）で表示された場合 3. その他市長が認めた場合
警戒レベル4	避難指示	災害の発生が予想される危険な状況であり、対象区域にいる者に対して直ちに立ち退き避難あるいは屋内安全確保を勧告するため、速やかに発令を行う必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、 <ol style="list-style-type: none"> ① 府中市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害警戒判定メッシュ情報で土砂災害（特別）警戒区域等が所在する範囲が（薄紫）に表示された場合 ③ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 2. 地鳴りの発生が確認された場合 3. 土砂災害の前兆現象（湧き水の濁り、水量の変化等）が発見された場合 4. その他市長が認めた場合
警戒レベル	災害発生情報	災害が発生し、対象箇所及びその周辺地域にいる者に対して危険を知らせ、直ちに立ち退かせるために発信する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生情報が発表された場合 2. 土砂災害の発生等、災害の発生を確認した場合 3. その他市長が必要と認めた場合

(2) 土砂災害警戒情報発令



(3) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

◆危険度の色と避難行動

色が持つ意味	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル※2
極めて危険	《命に危険が及ぶ土砂災害が すでに発生 しているもおかしくない極めて危険な状況。》 この段階の前に避難を完了しておく。	—※3	—
非常に危険	速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。	避難指示	4相当
警戒	土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。 高齢者等は速やかに避難する。	高齢者等避難	3相当
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

2 発令対象区域

市内で土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている区域に居住する住民に対して発令する。

下記の表は土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域内の町丁目における人口及び世帯数である。

区域	町名	丁	番地	備考(建物名など)	人数	世帯数	区域	町名	丁	番地	備考(建物名など)	人数	世帯数
K-001	西府町	5	30	非公開	16	7	K-015	清水が丘	2	32	非公開	/	/
			29		16	12				36		7	3
K-002	西府町	1	42		9	8	K-016	清水が丘	2	52		2	2
			31		19	11				36		3	1
K-003	西府町	1	21		49	19	K-017	清水が丘	2	53		21	7
			59		24	9				58		27	11
			60		33	12	59	17	13				
			21		3	1	29	1	1				
	日新町	2	21		197	73	K-018	小柳町	2	1		3	2
1	7	21	10		2	3				1			
	30	11	3		4	2							
K-004	日新町	1	6		28	16	K-019	小柳町	1	25		12	10
K-005	本宿町	1	32		172	83				27		10	5
			33		8	4				29		12	7
			51		/	/				2		1	15
K-006	片町	2	4		/	/	K-020	若松町	5	2		/	/
			30	3	1	44				3	2		
K-007	宮町	3	18	8	7	K-021	若松町	4	46	3	2		
			17	21	9				29	/	/		
K-010	八幡町	2	10	/	/	K-022	若松町	4	32	12	3		
			11	28	25				42	36	14		
K-011	八幡町	3	11	/	/	K-023	白糸台	4	25	10	3		
K-012	八幡町	3	9	6	2	K-024	白糸台	5	17	6	4		
K-014	清水が丘	2	9	10	7			5	35	/	/		
			48	76	22	合計			984	448			

3 情報発信

水防応急対策室活動要領、府中市災害対策本部運営要領（風水害）およびタイムライン等をリンクさせ、防災対応として確実に実施すべき事項を以下に示す。

発令種別	実施すべき初動対応
自主避難所開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部事前会議（自主避難所開設前） ・ スターオフィスメールによる庁内周知（事前予告あり） ・ 職員メールによる職員参集命令（事前予告あり） ・ 避難所となる施設への通知（事前予告あり） ・ 自主防災連絡会へ通知
自主避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・ 府中市ツイッター ・ 府中市ホームページ ・ 安心安全メール ・ Yahoo!防災アプリ ・ Lアラート登録（東京都DIS） ・ 協定に基づくバス運行 ・ 避難所開設準備 ・ 自主避難所開設（足りない場合は状況に応じて順次開設） ・ 巡回広報活動（消防団）
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・ 安心安全メール配信 ・ 府中市ツイッター ・ 府中市ホームページ ・ 要配慮者施設所管部課への連絡（本部連絡員から所管課へ） ・ Yahoo!防災アプリ ・ エリアメール ・ Lアラート登録（東京都DIS） ・ 災害対策本部設置（東京都へ報告） ・ 監視警戒指示（消防団） ・ 巡回広報活動（消防団） ・ 避難所開設（協定先も含む） ・ 警察署との連携
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・ 安心安全メール配信 ・ 府中市ツイッター ・ 府中市ホームページ ・ Yahoo!防災アプリ ・ エリアメール ・ Lアラート登録（東京都DIS） ・ 要配慮者施設所管部課への連絡（本部連絡員から所管課へ） ・ 巡回広報活動（消防団）
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線による呼びかけ（フリーアクセス含む） ・ 安心安全メール配信 ・ 府中市ツイッター ・ 府中市ホームページ ・ Yahoo!防災アプリ ・ エリアメール ・ Lアラート登録（東京都DIS） ・ 自衛隊要請 ・ 警察署との連携
その他必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法第61条の2に基づき必要に応じて東京都建設局河川部に助言を得る

その他（資料編）

1 避難行動原則

災害対策基本法における市町村長の避難指示等に関しては、「住民等に対し、避難のための立退き」が原則であるが、命を守るための適切な避難行動は、自らの判断で行われるべきものである。

なお、避難の遅れや避難行動そのものに危険が伴う場合には、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置をとる」ことが新たな避難行動の考え方として内閣府のガイドライン等で示されているため、避難勧告等の発令に伴う避難行動は次のとおりとする。

- (1) 指定緊急避難場所への移動（水平避難）
- (2) 安全な場所への移動（水平避難）
- (3) 近隣の高い建物等への移動（垂直避難）
- (4) 建物内の安全な場所での待避（垂直避難）

2 市の責務

災害対策基本法において市長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されている。

しかしながら、避難指示等が発令したとしても、立ち退き避難を行わなかったことにより被害を受けるのは市民自身であること等の理由により、避難指示等に強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、市民の生命、身体を保護するために行うべき市の責務は、市民一人ひとりが適切なタイミングで確実に避難行動を行うための判断ができるよう、知識と情報を提供することであり、市内にどのような災害リスクがあり、いつ、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底を図る必要がある。

3 避難情報の発令・発表伝達文（案）

(1) 自主避難所開設

伝達手段	伝達内容
メール等	<p>タイトル 自主避難所を開設しました</p> <p>本文 こちらは、府中市です。 ○時○分 府中市は自主避難所を開設しました。 安全なうちに早めの自主的な避難を開始したい方は次の避難所で受入れを行います 【開設避難所】 ○○小学校（△町○丁目○番地）</p>

(2) 高齢者等避難

伝達手段	伝達内容
防災行政無線	<p>こちらは府中市です / 多摩川の洪水に伴い / 警戒レベル3 / 高齢者等避難を発表します 高齢者などの / 避難に時間がかかる方は / 避難を開始してください（繰り返し）</p>
メール等	<p>タイトル 警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>本文 こちらは、府中市です。 ○時○分 多摩川は洪水により氾濫を起こす危険性が高まっています。次の地域にお住いの高齢者など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 また、その他の方も避難の準備を開始するとともに、必要に応じて避難を開始してください 【対象地域】 ○町○丁目○番地 ○世帯 ○人 【開設避難所】 ○○小学校（△町○丁目○番地）</p>

(3) 避難指示

伝達手段	伝達内容
防災行政無線	<p>こちらは府中市です / 多摩川の洪水に伴い / 警戒レベル4 / 避難指示を発令します 多摩川が / はん濫する恐れがあります / 直ちに避難を / 開始してください 浸水が想定される地域に / お住まいの方は / 全員避難してください（繰り返し）</p>
メール等	<p>タイトル 警戒レベル4 避難指示</p> <p>本文 こちらは、府中市です。 ○時○分 多摩川が洪水により氾濫を起こす恐れがあります。 市内の浸水想定区域全域に【避難指示】を発令します。 次の地域の市民は全員避難を開始してください。 【対象地域】 ○町○丁目○番地 ○世帯 ○人 【指定緊急避難場所】 ○○小学校（△町○丁目○番地）</p>

(4) 緊急安全確保

伝達手段	伝達内容
防災行政無線	こちらは府中市です / 多摩川の洪水に伴い / 警戒レベル5 / 緊急安全確保を発令します いつ災害が起きてもおかしくない / 極めて危険な状況です / 避難が間に合わないおそれがあります / その場で命を守る / 最善の行動をとりましょう (繰り返し)
メール等	タイトル 警戒レベル5 緊急安全確保 本文 こちらは、府中市です。 多摩川は、洪水によりいつ氾濫してもおかしくない極めて危険な状況です。 避難が間に合わない恐れがあります。その場において命を守る最善の行動を取って下さい。 【対象地域】 ○町○丁目○番地 ○世帯 ○人

(5) 氾濫発生情報

伝達手段	伝達内容
防災行政無線	(サイレン) こちらは府中市です / ※市内において / 多摩川が氾濫しました 避難は危険です / その場で命を守る / 最善の行動をとりましょう (繰り返し)
メール等	タイトル 警戒レベル5 氾濫発生情報 本文 こちらは、府中市です。 ※市内において多摩川が氾濫しました。避難はかえって危険です。 その場で命を守る最善の行動を取りましょう。 【対象地域】 ○町○丁目○番地 ○世帯 ○人